

本資料は、報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(ご契約の概要)」「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」および「特別勘定のしおり」等をご覧ください。



For your future™

News Release

報道ご関係者各位
2012年10月31日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

変額保険「未来ステップ」を販売開始

マニライフ生命保険株式会社(代表執行役社長:森田 均、以下マニライフ生命)は、2012年11月1日より「未来ステップ」(正式名称:変額保険I型(有期型))をプランライト・アドバイザー(PA、自社営業職員)チャネルで販売いたします。

「未来ステップ」は、収益を重視した資産形成を目指しながら、万一の場合にも備えたいお客様のニーズにお応えするために開発した商品です。

「未来ステップ」の特長

「未来ステップ」は、月々お払い込みいただいた保険料を積立金*1として特別勘定で運用、保険期間満了時に運用成果を満期保険金としてお受け取りいただける商品です。

- 資産運用の「3つのポイント」にそって資産の成長をめざします。
 - 積立金が株式や債券などに分散投資する特別勘定で運用されるので、「資産分散」の効果が期待できます。*2
 - 月々一定額の保険料をお払い込みいただき、それを積立金*1として運用にまわすので、「時間分散」(ドルコスト平均法)の効果が期待できます。
 - 最低10年の運用期間(保険期間)を設定していただくので、「長期運用」によるメリットが期待できます。
- 万一の場合に備えて保障が確保されます。
 - 被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合、もしくは所定の高度障害状態に該当した場合は、その時点の積立金額もしくは基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金もしくは高度障害保険金としてお支払いいたします。*3
- 資産配分の異なる3つの特別勘定を、運用期間中の状況にあわせて自由にお選びいただけます。
- 月々の保険料は5,000円以上1,000円単位で自由に設定できます。*4

マニライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

- *1: 月々お払い込みいただいた保険料から、保険料の収納に必要な費用を控除した金額が、積立金として特別勘定で運用されます。積立金から保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)と運用関係費が控除されます。
- *2: 「グローバル・バランス 75」「グローバル・バランス 50」は国内外の株式・債券を組み合わせで分散運用いたします。ただし、「日本債券型」は国内債券のみを対象としています。
- *3: 死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は終了します。
- *4: ただし、月払保険料が1万円未満のご契約は、保険期間20年以上かつ契約年齢55歳以下であることが条件となります。

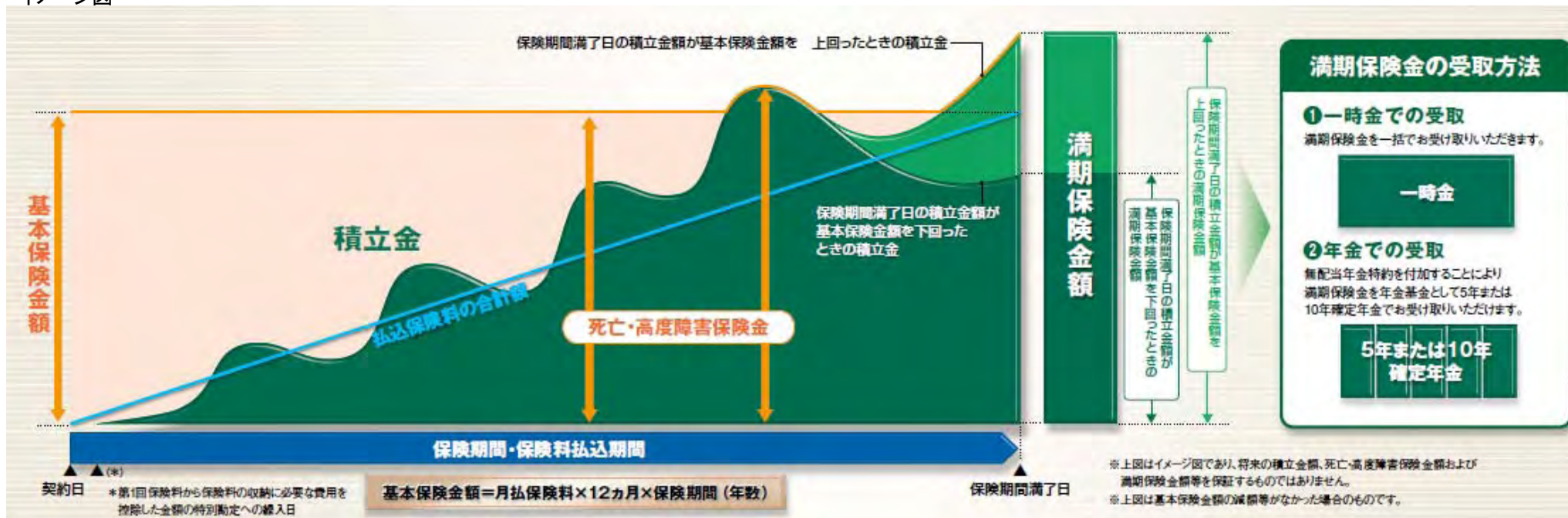
マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャルは、主にアジア、カナダ、米国を中心に事業を展開しているカナダ系大手金融サービス・グループです。マニユライフは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、お客さまにお届けすることを目指して、2012年創業125周年を迎えました。同社職員、エージェントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2012年6月30日現在5,140億カナダドル（5,040億米ドル）となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャル（マニユライフ）として、米国においては主にジョン・ハンコックのブランドで事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はウェブサイト（www.manulife.com）をご覧ください。マニユライフ生命のウェブサイトは次の通りです。（www.manulife.co.jp）

<参考資料>

イメージ図



【ご契約例】

●契約者(被保険者)/30歳女性 ●保険期間(保険料払込期間)/30年 ●月払 保険料/20,000円 ●保険料払込方法/口座振替 ●基本保険金額/7,200,000円 ●特別保険料法による特別条件:なし

経過年数	年齢	払込保険料累計額	死亡・高度障害保険金額 (特別勘定の運用実績別)				解約返戻金額 (特別勘定の運用実績別)				
			-4%	0%	2%	4%	-4%	0%	2%	4%	
5年	35歳	1,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	716,807円	806,819円	855,123円	905,750円	
10年	40歳	2,400,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	1,514,542円	1,849,358円	2,047,703円	2,269,996円	
15年	45歳	3,600,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	2,061,586円	2,767,849円	3,229,058円	3,782,556円	
20年	50歳	4,800,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	2,497,143円	3,680,009円	4,530,643円	5,625,194円	
25年	55歳	6,000,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,882,513円	2,838,763円	4,587,528円	5,971,566円	7,882,513円	
30年 (保険期間満了)	60歳	7,200,000円	保険期間満了日の死亡・高度障害保険金 7,200,000円 7,200,000円 7,579,987円				10,636,680円	満期保険金 3,106,887円 5,498,588円 7,579,987円 10,636,680円			

- ◆例示の運用実績は、上限または下限を示すものではありません。したがって、運用実績が-4%を下回ることもあります。
- ◆例示の運用実績が保険期間満了日まで一定(-4%、0%、2%、4%)で推移し、また、基本保険金額の減額等がないものと仮定して計算しております。将来のお支払いをお約束するものではありません。
- ◆例示の経過年数とは、契約日からその日を含めて毎年の契約応当日の前日までの期間です。
- ◆保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額の特別勘定への繰入日は、第1回保険料については契約日よりその日を含めて8日、第2回以後の保険料については払込期における月単位の契約応当日と仮定して計算しています。
- ◆契約日から10年以内の解約時には解約控除(ただし、第10保険年度の最後の月単位の契約応当日以後の場合は、解約控除のご負担はありません。)がかかります。左記の解約返戻金額例は、毎年の契約応当日の前日における数値、かつ、保険関係費、運用関係費および解約控除を控除した後の数値です。
- ◆解約されると以後の保障はなくなります。
- ◆左記の死亡・高度障害保険金額例は、毎年の契約応当日の前日を支払事由の発生日と仮定して計算しており、積立金額は保険関係費および運用関係費を控除した後の数値です。

特別勘定について

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	基本資産配分		主な投資対象となる投資信託の運用会社	特別勘定の運用方針	
① グローバル・バランス75	マニユライフ・国際分散ファンド75(適格機関投資家専用)	外国株式(ヘッジあり)	57%	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式への分散投資を行い、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産75%、債券資産25%を基本とし、より高いリターンを獲得を図ります。	
		日本株式	18%			
		外国債券(ヘッジあり)	17%			
		日本債券	8%			
② グローバル・バランス50	マニユライフ・国際分散ファンド50(適格機関投資家専用)	外国株式(ヘッジあり)	40%		マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社	主として投資信託を通じ、日本債券、日本株式、外国債券および外国株式への分散投資を行い、長期的な特別勘定資産の成長を目指します。投資割合は株式資産50%、債券資産50%を基本とし、より安定したリターンの獲得を図ります。
		日本株式	10%			
		外国債券(ヘッジあり)	34%			
		日本債券	16%			
③ 日本債券型	マニユライフ・日本債券インデックスファンド(適格機関投資家専用)	日本債券	100%	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社		主として投資信託を通じ、国内の公社債に投資し、長期的に着実な特別勘定資産の成長を目指します。

諸費用について

この保険にかかる費用はつぎのとおりです。

■ 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に以下の保険関係費をご負担いただきます。

保険関係費

内 訳	時 期
① 保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
② 保険契約の締結に必要な費用	月単位の契約応当日末(契約日の属する月については繰入日末)に積立金から控除します。
③ 保険契約の維持に必要な費用(①を除く)	
④ 死亡保障等に必要な費用(危険保険料)	
⑤ 保険料払込免除に関する費用	
⑥ 特別保険料法による特別条件が付された場合の特別保険料	

※保険料払込の自動停止により、保険料の払込が停止されている期間中は、①のご負担はありません。

※特別勘定の資産運用成果により、月単位の契約応当日の前日における積立金額等の合計額が基本保険金額をこえる場合、①および⑥のご負担はありません。

※一時払の変額保険I型(有期型)への変更を行なった場合、変更後は、①、②、⑥および⑦のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後、保険関係費のご負担はありません。

●保険関係費は、被保険者の年齢・性別、保険期間等によって異なります。また、保険関係費のうち、危険保険料は、月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、保険関係費を具体的な金額や割合で表示することはできません。

※危険保険料は、基本保険金額、被保険者の年齢・性別等が同じ場合でも、積立金額が少ないときは、積立金額が多いときと比べ多くなります。また、基本保険金額、積立金額、被保険者の性別等が同じ場合でも月単位の契約応当日における被保険者の年齢が高いときは、被保険者の年齢が低いときと比べ多くなります(一部の年齢を除きます)。

※特別保険料法による特別条件が付された場合、特別保険料を保険関係費に含め積立金から控除するため、特別保険料法による特別条件が付されていない場合と比べて積立金額は少なくなります。

●積立金から控除する保険関係費の金額が積立金額をこえるときは、積立金額の全額を控除し、そのこえる部分は翌月以降の月単位の契約応当日末に積立金から控除します。なお、積立金額が零となった場合でも保険契約の効力は失われません。

●保険契約の復活をした場合、マニュアル生命が延滞保険料の入金を確認した日末に、延滞保険料から保険料の収納に必要な費用を控除した金額を特別勘定へ繰り入れます。また、この金額を特別勘定へ繰り入れた時にマニュアル生命の定める方法により計算された保険関係費(保険料の収納に必要な費用を除く)を積立金から控除します。

■ 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

特別勘定での運用期間中に以下の運用関係費をご負担いただきます。

運用関係費(特別勘定の運用にかかわる費用)

特別勘定	費用 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して(信託報酬等)	時期
グローバル・バランス75	年率0.3780%(税抜0.36%)	左記の年率の1/365を乗じた金額を 毎日積立金から控除します。
グローバル・バランス50	年率0.2940%(税抜0.28%)	
日本債券型	年率0.2625%(税抜0.25%)	

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する経費用ならびに信託財産に係る監査報酬等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

*運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更されることがあります。

*積立金額が零となった場合、運用関係費のご負担はありません。

*無配当年金特約による年金基金設定日以後、運用関係費のご負担はありません。

■ 積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用

1保険年度に12回をこえるスイッチングを行なった場合、以下のスイッチング手数料をご負担いただきます。

スイッチング手数料

費用	時期
1回のスイッチングにつき2,500円	スイッチングの際に移転元の特別勘定の積立金から控除します。

■ 解約・基本保険金額の減額時にご負担いただく費用

解約計算基準日または減額計算基準日がお契約日からその日を含めて10年以内の場合、解約または基本保険金額の減額時に以下の解約控除をご負担いただきます。ただし、第10保険年度*の最後の月単位の契約応当日以後の場合は解約控除のご負担はありません。

*保険年度:契約日から起算して毎1年のことをいいます。契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

解約控除

契約日からその日を含めて 保険期間満了日までの年数	解約控除	時期
10年以上15年未満	年換算保険料*1 × 50% × $\left(1 - \frac{\text{経過年月数}^2}{120}\right)$	解約計算基準日、減額計算基準日に解約・基本保険金額の減額に相当する部分の積立金から控除します。
15年以上20年未満	年換算保険料*1 × 70% × $\left(1 - \frac{\text{経過年月数}^2}{120}\right)$	
20年以上30年未満	年換算保険料*1 × 90% × $\left(1 - \frac{\text{経過年月数}^2}{120}\right)$	
30年以上40年以下	年換算保険料*1 × 100% × $\left(1 - \frac{\text{経過年月数}^2}{120}\right)$	

*1 保険料(基本保険金額の減額の場合は、減額に相当する部分の保険料)の1/20分です。

*2 契約日からその日を含めて解約計算基準日または減額計算基準日までの経過年月数とし、1か月未満の端数については切り上げます。

※解約計算基準日・減額計算基準日が、第1回保険料の繰入日前の場合、解約控除のご負担はありません。

※一時払の変額保険I型(有期型)への変更を行なった場合で、変更後に解約・基本保険金額の減額をした場合、解約控除のご負担はありません。

※無配当年金特約による年金基金設定日以後にこの特約を解約した場合、解約控除のご負担はありません。

■ 無配当年金特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

年金管理費(年金支払の管理にかかる費用)

費用	時期
責任準備金額に0.4%を乗じた額	年金支払日に責任準備金から控除します。

運用のリスクについて

●この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の保険金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、満期保険金額、解約返戻金額(基本保険金額の減額をした場合、解約返戻金額と基本保険金額の減額後の保険金額等お支払いする金額の合計額)が払込保険料の合計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

●特別勘定の変更および積立金の移転(スイッチング)を行なった際には、選択した特別勘定の種類によってはリスクの種類が異なることとなりますので、ご注意ください。